

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 9 1 号
件 名	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について
要 旨	<p>アベノミクスによる異次元の金融緩和によって、大企業の内部留保はふえましたが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けています。雇用の流動化が推し進められ、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が懸命に働いても年収200万円以下というワーキングプアに陥っています。</p> <p>低賃金で不安定な仕事にしかつげず、自立できない人がふえ、婚姻率が下がり続け、2016年は0.5%、2017年には0.49%となり、合計特殊出生率も2016年で1.44となっています。少子高齢化がますます進行し、親の貧困が子供たちの成長、発達を阻害しているという貧困の連鎖も大きな社会問題となっています。</p> <p>2017年の改定による地域別最低賃金は、最も高い東京では時給958円、新潟県では778円で、その差は180円です。また、最低賃金の全国加重平均は848円で、新潟県は平均より70円も低い額です。新潟では、毎日フルタイムで働いても月11万円から12万円程度の手取りにしかありません。これでは憲法が保障する健康で文化的な最低限の生活はできません。</p> <p>そして、東京と沖縄などとの差について時間額で最大221円にまで広がった地域間格差が、労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因となっています。新潟市も例外ではありません。地域経済を再生させる上で、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要です。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	平成30年6月22日 文教経済常任委員会
受 理	平成30年6月11日 第131号

安倍首相は、最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円を目指す、GDPにふさわしい最低賃金にするとして、現行の最低賃金の低さを認めました。しかし年3%の引き上げでは、できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1,000円を目指すとした雇用戦略対話での政労使三者合意を先延ばしすることになります。政治的決断で、直ちに1,000円に引き上げるべきです。

あわせて、中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価の改善につながる施策を拡充すると同時に、最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効です。さらに公正取引の確立の点から見ても、企業間取引の力関係の中で単価の削減、賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価を実現させることが大切です。

最低賃金法第9条には、最低賃金の原則として、労働者の生計費と賃金に、先進国では例のない賃金支払能力が併記されています。大企業の経済活動に大きく左右される指数が地域ランクの判断要素とされ、政府や使用者側は、これを理由に、最低賃金を劣悪な労働条件の多い小零細企業の労働者との賃金で比較しています。そうした生計費原則を無視した地場賃金を低く抑える動きによって、地域間の賃金格差が固定、拡大され、地域経済の疲弊を進行させているのです。

憲法では、「すべて国民は、法の下に平等」「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされ、労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としています。最低賃金の地域格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、政府関係機関に対し意見書を提出するよう陳情いたします。